

4.3 土壌汚染

4.3.1 土壌汚染

環境影響評価の対象は、工事の実施に伴い発生する土壌汚染による影響とする。

(1) 現況調査

① 調査項目

計画地及びその周辺の地歴の状況等を把握し、本事業の実施に伴い発生する土壌汚染の影響の程度について、予測及び評価の基礎資料を得ることを目的として、次の項目について調査を行った。

- (ア) 地歴の状況
- (イ) 土壌汚染の状況
- (ウ) 地形、地質等の状況
- (エ) 関係法令等による基準等

② 調査地域

計画地及びその周辺とした。

③ 調査期間・調査時期

地歴調査の調査時期は大正 11 年から現在までとした。

④ 調査方法

a. 地歴の状況

住宅地図・地形図、航空写真等の既存資料等により把握した。

b. 土壌汚染の状況

「令和 6(2024)年度 大気・水環境対策の取組(令和 5(2023)年度の実績)」(令和 7 年 3 月発行、川崎市 HP)等の既存資料により把握した。

c. 地形、地質等の状況

地形図等の既存資料により把握した。

d. 関係法令等による基準等

以下の関係法令等の内容について整理した。

- ・「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）に基づく土壤汚染に係る環境基準
- ・「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成 11 年法律第 105 号）に定める土壤に係る環境基準
- ・「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）に定める指定区域の指定基準
- ・「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成 11 年川崎市条例第 50 号）に定める土壤汚染に関する基準
- ・「汚染土壤の運搬に関するガイドライン（改訂第 4.2 版）」（令和 6 年、環境省）
- ・「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

⑤ 調査結果

a. 地歴の状況

計画地及びその周辺地域の土地利用の変遷を表 4.3.1-1 及び図 4.3.1-1 に示す。なお、以下の説明は、川崎市による南渡田地区拠点整備基本計画に係る開発区域の範囲内（図 4.3.1-1 の赤枠）についての説明である。

住宅地図・地形図において、大正 11 年では田・荒地・空地が確認できた。

昭和 19 年では荒地が無くなり、複数の建築物が存在することが確認できた。

昭和 34 年頃より、大部分が日本鋼管（株）関連となり、他に事業所が複数立地していることが確認できた。

昭和 41 年頃より平成 10 年頃では日本鋼管（株）関連のみとなり、平成 20 年頃では「未来工房」「（株）昇和自動車」「（株）イスマンジェイ」「THINK スマート鋼構造材料ソリューションセンター」「アビリティーズテクノハブ川崎」「スチール研究所実験棟エリア」が確認できた。

平成 29 年頃では「THINK 未来工房」「THINK スマート鋼構造材料ソリューションセンター」「アビリティーズテクノハブ川崎」「アビリティーズ・ケアネット（株）」「スチール研究所実験棟エリア」確認でき、現在に至る。

航空写真において、昭和 19 年頃より工場らしき建築物が確認できたが、昭和 31 年までは、計画地内は空地が目立っていたことが確認できた。昭和 54 年頃から現在に至るまで、大幅な変化は見られず、現在に至る。

なお、計画地は現在更地となっている。

表 4.3.1-1(1) 土地利用の変遷

年次	資料	土地利用	周辺の土地利用	参考図
1922年 (大正11年)	地形図	田、荒地	北：田 東：空地、トラスコン工社 南：鉄道、日本鋼管会社、空地 西：鉄道、空地	図 4.3.1-1(1) 上
1932年 (昭和7年)	地形図	田、荒地	北：鉄道、荒地 東：道路、空地、日本鋼材会社 南：鉄道、日本鋼管会社、 濱川崎貨物駅、空地 西：鉄道、荒地	図 4.3.1-1(1) 中
1944年 (昭和19年)	航空 写真	工場、事務所、 空地	北：鉄道、道路、空地、建築物 東：道路、工場、建築物 南：鉄道 西：鉄道、建築物	図 4.3.1-1(1) 下
1945年 (昭和20年)	地形図	工場	北：鉄道、道路、空地、建築物 東：道路、工場、建築物、日本鋼材会社 南：鉄道、日本鋼管会社、濱川崎貨物駅 西：鉄道、建築物	図 4.3.1-1(2) 上
1947年 (昭和22年)	航空 写真	工場、事務所、 空地	北：鉄道、道路、空地、建築物 東：道路、工場、建築物 南：鉄道 西：鉄道、建築物	図 4.3.1-1(2) 中
1956年 (昭和31年)	航空 写真	工場、事務所、 空地	北：鉄道、道路 東：道路、居宅 南：鉄道 西：鉄道、道路、店舗、居宅	図 4.3.1-1(2) 下
1959年 (昭和34年)	住宅 地図	事務所、倉庫 共同住宅、工場、 空地、グラウンド	北：鉄道、道路 東：道路、三機工業(株)、日本鋼管(株)、 居宅 南：鉄道 西：鉄道、道路、三共鋼業(株)、店舗、 居宅	図 4.3.1-1(3) 上
1966年 (昭和41年)	住宅 地図	事務所、倉庫、 工場、体育館 グラウンド	北：事業所、鉄道、道路 東：道路、富士三機鋼管(株)、 日本鋼管(株)、居宅 南：鉄道 西：鉄道、道路、朝日機械(株)、店舗、 居宅	図 4.3.1-1(3) 中
1976年 (昭和51年)	住宅 地図	事務所、工場、 体育館	北：鉄道、空地、道路 東：道路、日本鋼管(株)、空地 南：鉄道 西：鉄道、道路、飛島建設(株)、店舗、 居宅	図 4.3.1-1(3) 下
1979年 (昭和54年)	航空 写真	工場、事務所、 緑地	北：鉄道、空地、道路 東：道路、空地 南：鉄道 西：鉄道、道路、店舗、居宅	図 4.3.1-1(4) 上

注：土地利用は川崎市による南渡田地区拠点整備基本計画に係る開発区域の範囲内（図 4.3.1-1 の赤枠）の内容を示した。

表 4.3.1-1(2) 土地利用の変遷

年次	資料	土地利用	周辺の土地利用	参考図
1988年 (昭和63年)	住宅 地図	事務所、工場、 体育館	北：鉄道、道路 東：道路、空地、日本鋼管(株)、事業所、 駐車場 南：鉄道 西：鉄道、道路、事業所、工場、 店舗、居宅	図 4.3.1-1(4) 中
1998年 (平成10年)	住宅 地図	事務所、工場、 体育館	北：鉄道、道路 東：道路、工場、郵便局建設用地、 事業所、駐車場 南：鉄道 西：鉄道、道路、事業所、店舗、居宅	図 4.3.1-1(4) 下
2007年 (平成19年)	航空 写真	工場、事務所、 緑地	北：鉄道、道路 東：道路、郵便局、事業所、駐車場 南：鉄道 西：鉄道、道路、事業所、店舗、居宅	図 4.3.1-1(5) 上
2008年 (平成20年)	住宅 地図	事務所、工場、 体育館	北：鉄道、道路 東：道路、郵便局、事業所、駐車場 南：鉄道 西：鉄道、道路、事業所、店舗、居宅	図 4.3.1-1(5) 中
2017年 (平成29年)	住宅 地図	工場、ビル	北：鉄道、道路 東：道路、事業所、駐車場、川崎港郵便 局 南：鉄道、須藤開発興業(株) 西：鉄道、事業所、居宅、空地	図 4.3.1-1(5) 下
2019年 (令和元年)	航空 写真	工場、事務所、 緑地	北：鉄道、道路 東：道路、郵便局、事業所、駐車場 南：鉄道 西：鉄道、道路、事業所、店舗、居宅	図 4.3.1-1(6) 上
2021年 (令和3年)	住宅 地図	工場、ビル	北：鉄道、道路 東：道路、事業所、駐車場、 川崎港郵便局 南：鉄道、須藤開発興業(株) 西：鉄道、事業所、居宅、空地	図 4.3.1-1(6) 下

注：土地利用は川崎市による南渡田地区拠点整備基本計画に係る開発区域の範囲内（図 4.3.1-1 の赤枠）の内容を示した。



図 4.3.1-1(1) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真

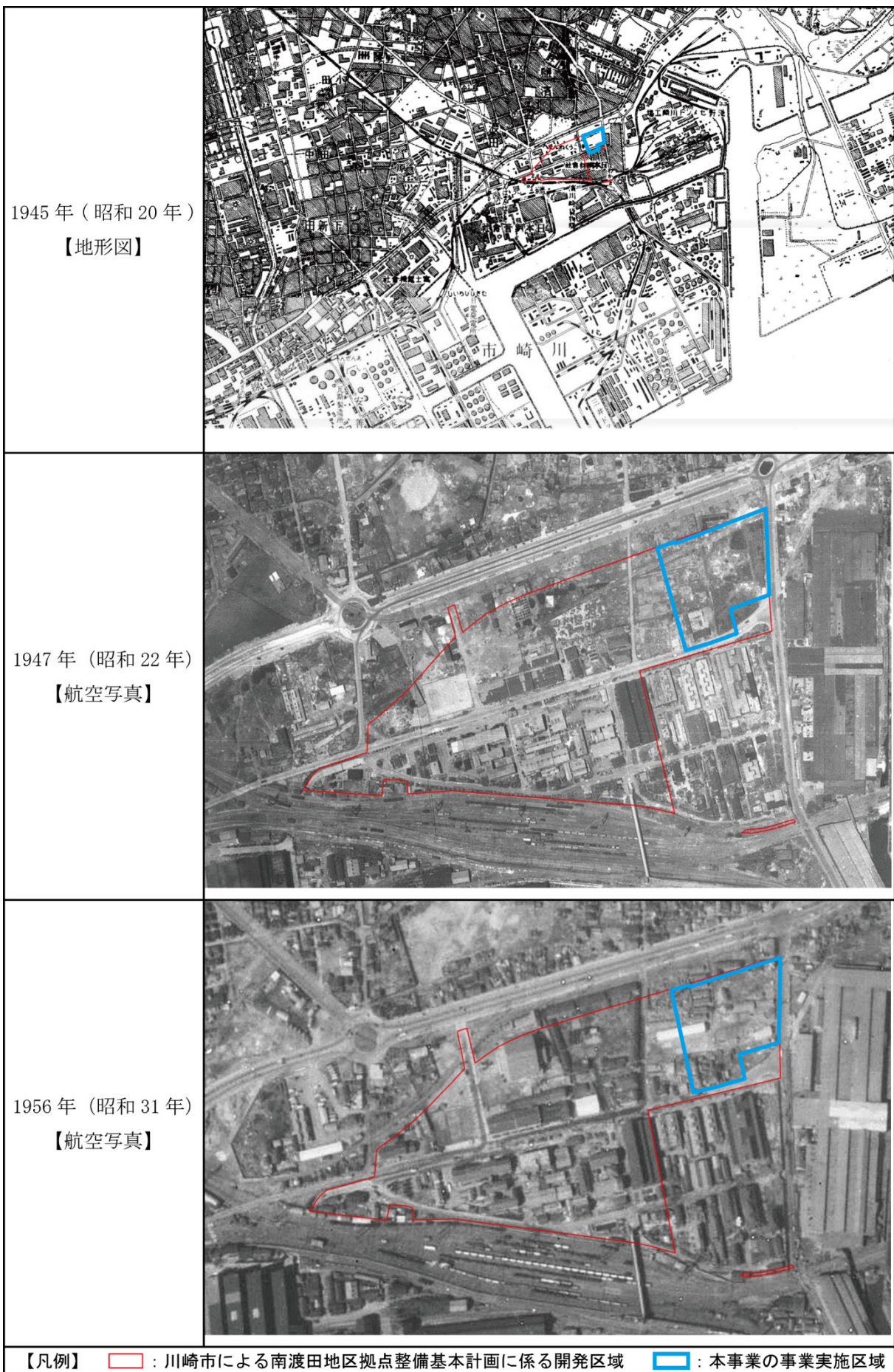


図 4.3.1-1(2) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真

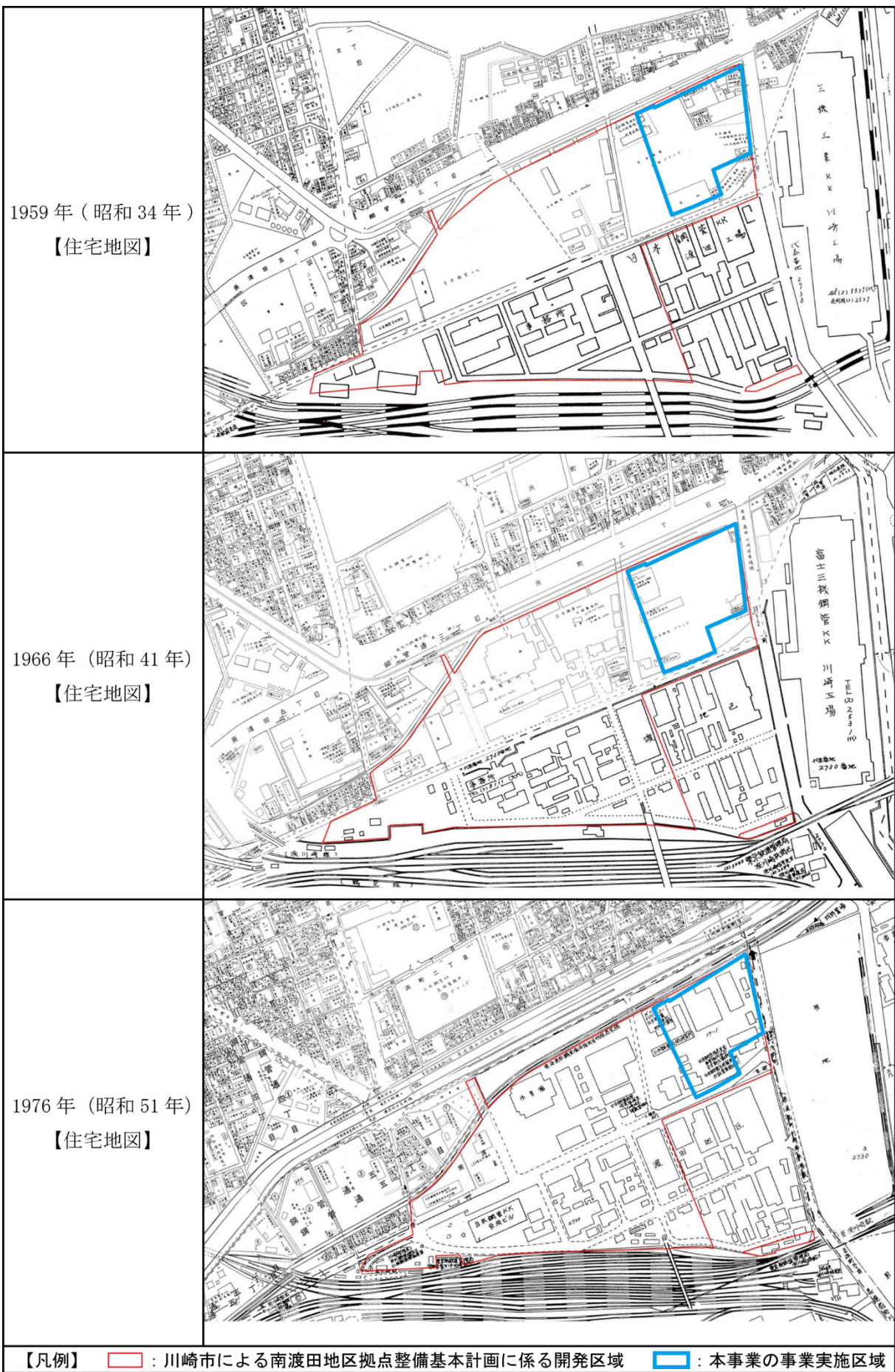
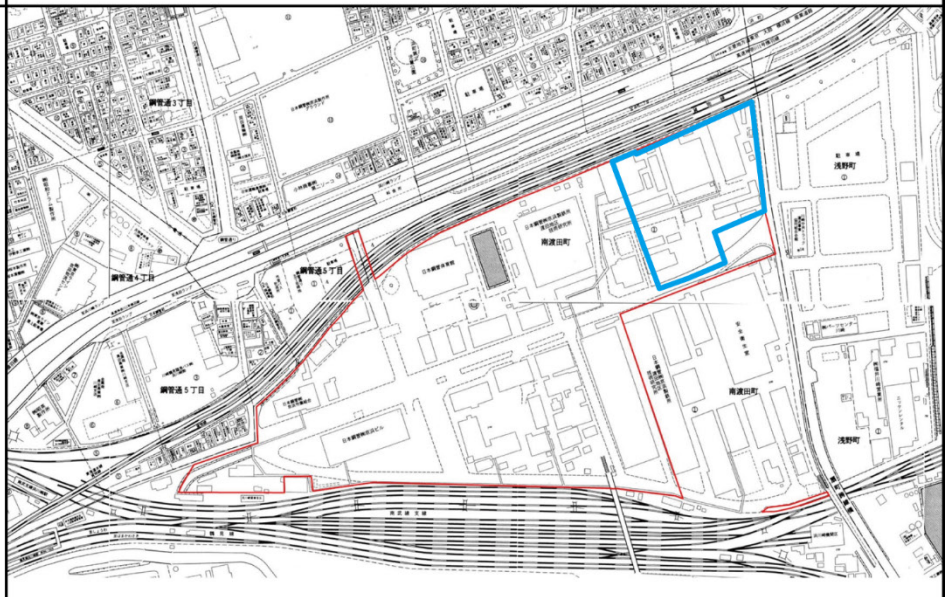


図 4.3.1-1(3) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真

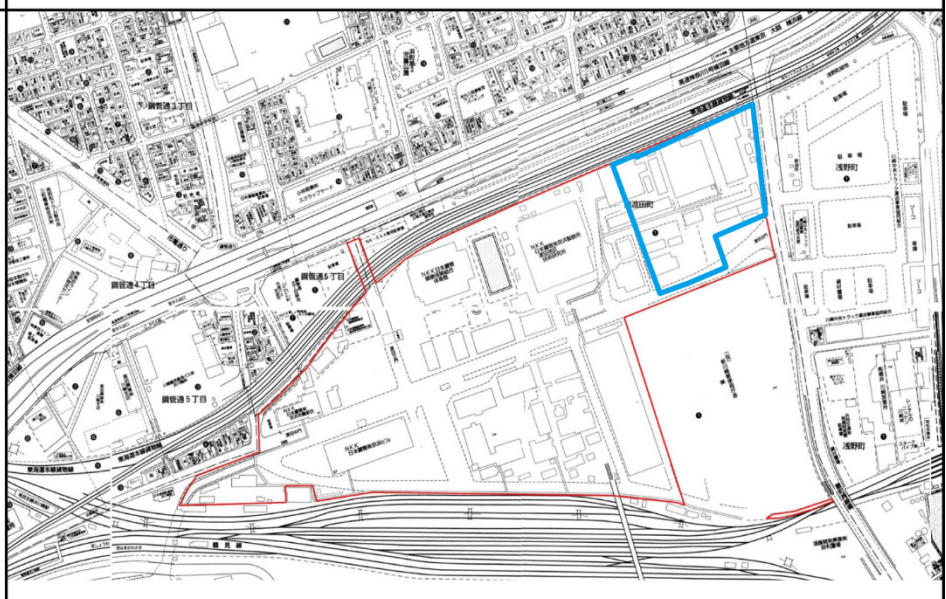
1979年（昭和54年）
【航空写真】



1988年（昭和63年）
【住宅地図】



1998年（平成10年）
【住宅地図】



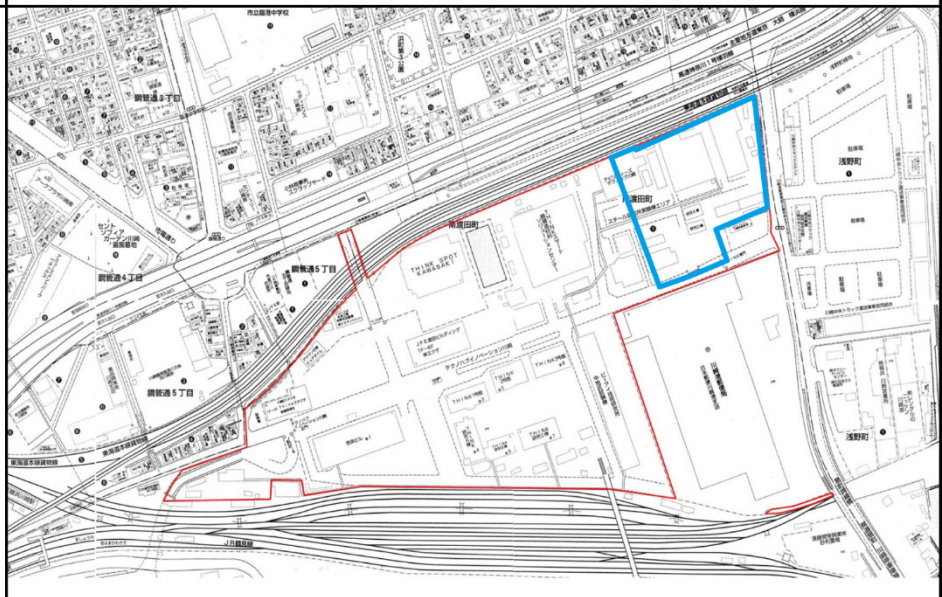
【凡例】 : 川崎市による南渡田地区拠点整備基本計画に係る開発区域 : 本事業の事業実施区域

図 4.3.1-1(4) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真

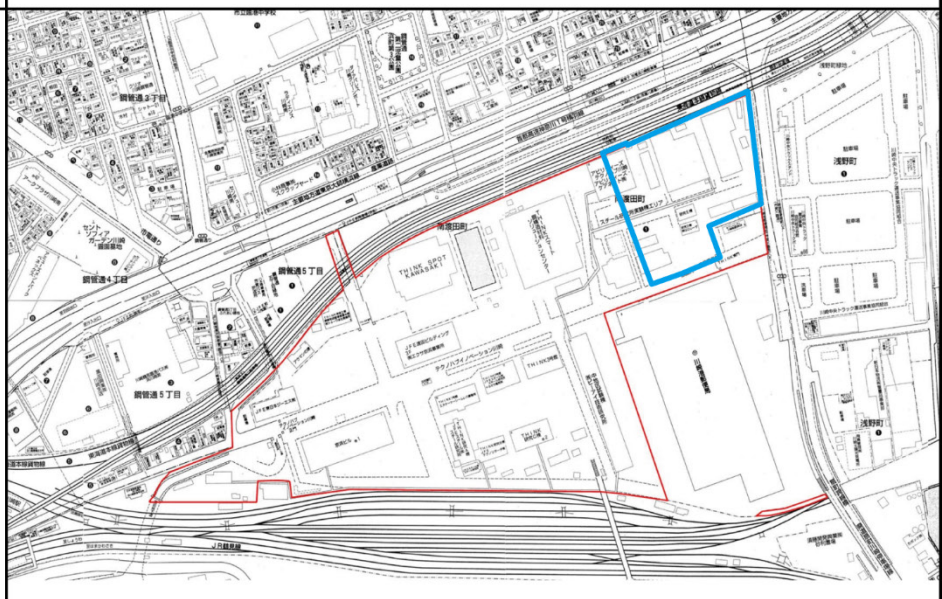
2007年（平成19年）
【航空写真】



2008年（平成20年）
【住宅地図】



2017年（平成29年）
【住宅地図】



【凡例】 : 川崎市による南渡田地区拠点整備基本計画に係る開発区域 : 本事業の事業実施区域

図 4.3.1-1(5) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真

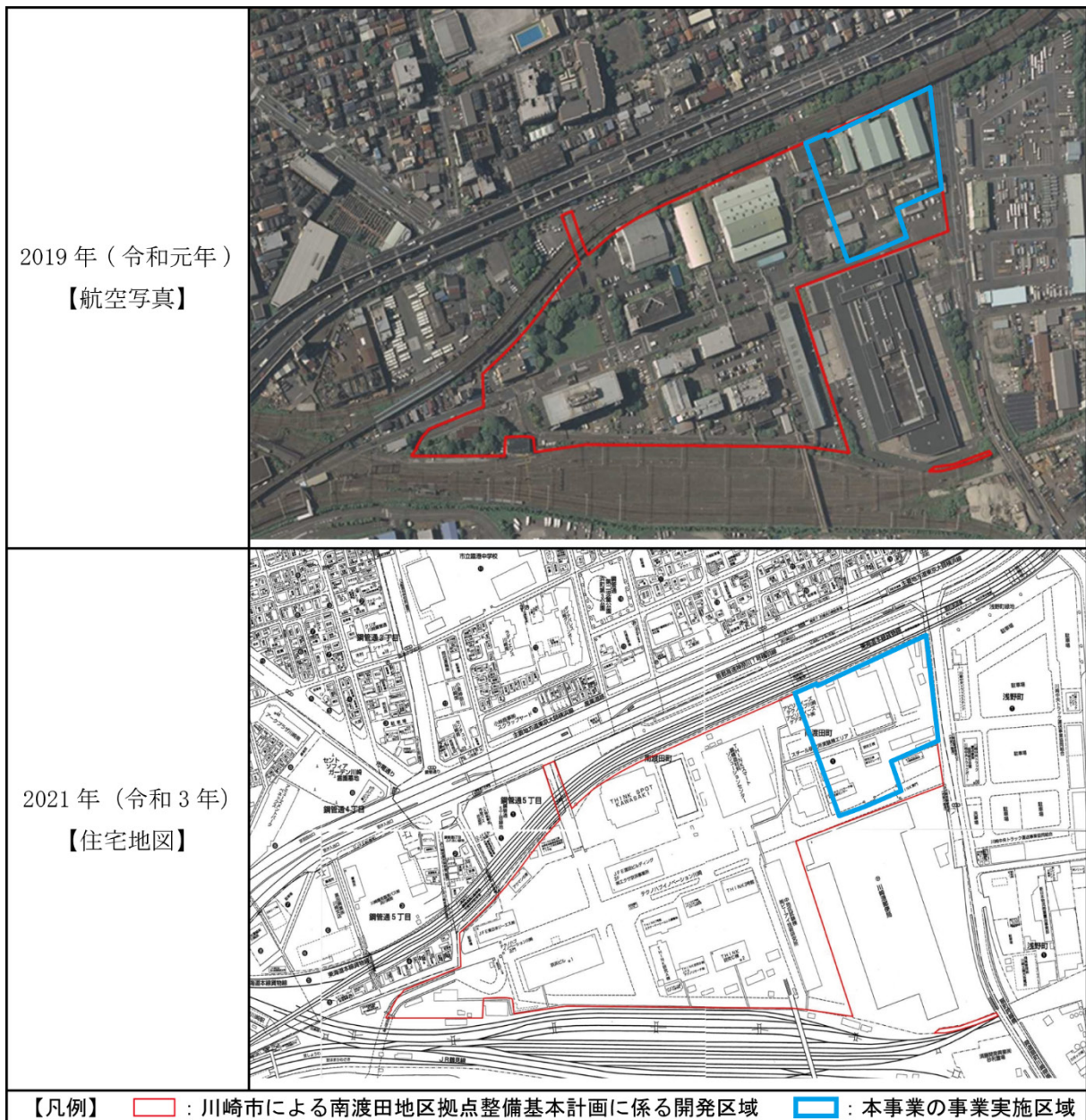


図 4.3.1-1(6) 計画地及びその周辺の地形図・住宅地図・航空写真

b. 土壌汚染の状況

計画地及びその周辺の土壌汚染の状況は、「第2章 2.1.10 公害等の状況」(p.93)に示したとおり、土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。

また、計画地は形質変更時要届出区域には指定されており、地歴調査の結果、過去に研究所等があり、汚染土壌が存在することが分かっている。

c. 地形、地質等の状況

計画地及びその周辺の地形の状況は、「第2章 2.1.2 地象の状況」(p.54)に示すとおり、計画地は川崎臨海部にあり南側に南渡田運河がある。

計画地内は平地で、標高(T.P.)は約0~2m程度である。

計画地及びその東側及び南側の表層地質は、人工的に埋め立てられた埋め立て土であり、北側及び西側は泥を主とする低湿地堆積物である。

d. 関係法令等による基準等

(a) 「環境基本法」に基づく土壌汚染に係る環境基準

環境基本法に基づく土壌の汚染に係る環境基準を表 4.3.1-2 に示す。

表 4.3.1-2 土壌の汚染に係る環境基準

項 目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機りん	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。

備考 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機磷（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環境庁告示第46号）

(b) 「ダイオキシン類対策特別措置法」に定める土壤に係る環境基準

ダイオキシン類対策特別措置法に定める土壤に係る環境基準は、土壤中に含まれるダイオキシン類として 1,000pg-TEQ/g 以下とされている。

(c) 「土壤汚染対策法」に定める指定区域の指定基準

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染に係る特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等を表 4.3.1-3 に示す。

表 4.3.1-3 特定有害物質の種類と指定区域の指定基準等

区分	No.	特定有害物質の種類	区域の指定に係る基準		第2溶出量基準 (mg/L 以下であること)
			地下水基準	土壤含有量基準 (mg/kg 以下であること)	
			土壤溶出量基準 (mg/L 以下であること)		
第一種 特定有害物質 (揮発性有機化合物)	3	クロロエチレン (塩化ビニル)	0.002	-	0.02
	7	四塩化炭素	0.002	-	0.02
	8	1,2-ジクロロエタン	0.004	-	0.04
	9	1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	1
	10	1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	0.4
	11	1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	0.02
	12	ジクロロメタン	0.02	-	0.2
	15	テトラクロロエチレン	0.01	-	0.1
	17	1,1,1-トリクロロエタン	1	-	3
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	0.06
	19	トリクロロエチレン	0.01	-	0.1
	23	ベンゼン	0.01	-	0.1
第二種 特定有害物質 (重金属等)	1	カドミウム及びその化合物	Cd : 0.003	Cd : 45	Cd : 0.09
	2	六価クロム化合物	Cr6+ : 0.05	Cr6+ : 250	Cr6+ : 1.5
	5	シアン化合物	CN : 不検出	遊離シアン : 50	CN : 1
	13	水銀及びその化合物	Hg : 0.0005	Hg : 15	Hg : 0.005
		うちアルキル水銀	不検出		不検出
	14	セレン及びその化合物	Se : 0.01	Se : 150	Se : 0.3
	20	鉛及びその化合物	Pb : 0.01	Pb : 150	Pb : 0.3
	21	砒素及びその化合物	As : 0.01	As : 150	As : 0.3
22	ふっ素及びその化合物	F : 0.8	F : 4000	F : 24	
24	ホウ素及びその化合物	B : 1	B : 4000	B : 30	
第三種 特定有害物質 (農薬等)	4	シマジン又は CAT	0.003	-	0.03
	6	チオベンカルブ 又はベンチオカーブ	0.02	-	0.2
	16	チウラム又はチラム	0.006	-	0.06
	25	ポリ塩化ビニルフェル (PCB)	不検出	-	0.003
	26	有機リン化合物 (パラオチン、メチルパラオチン)	不検出	-	1

出典：「土壤汚染対策法施行規則」(平成 14 年環境省令第 29 号)

(d) 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定める土壤汚染に関する基準

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例では、土壤汚染対策法の特定有害物質 27 物質にダイオキシン類を加えた 28 物質が特定有害物質等として定められており、表 4.3.1-4 に示す溶出量基準値及び含有量基準値が定められている。

表 4.3.1-4 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」に定める土壤汚染に関する基準

特定有害物質等の種類	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウムとして0.003mg以下	土壌1kgにつきカドミウムとして45mg以下
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと	—
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛として0.01mg以下	土壌1kgにつき鉛として150mg以下
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロムとして0.05mg以下	土壌1kgにつき六価クロムとして250mg以下
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素として0.01mg以下	土壌1kgにつき砒素として150mg以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1Lにつき水銀として0.0005mg以下	土壌1kgにつき水銀として15mg以下
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと	—
PCB	検液中に検出されないこと	—
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	—
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下	—
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下	—
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下	—
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下	—
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下	—
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下	—
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下	—
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下	—
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下	—
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下	—
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下	—
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレンとして0.01mg以下	土壌1kgにつきセレンとして150mg以下
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素として1mg以下	土壌1kgにつきほう素として4,000mg以下
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素として0.8mg以下	土壌1kgにつきふっ素として4,000mg以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下	—
ダイオキシン類	—	土壌1kgにつきダイオキシン類として1,000pg以下

出典：「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則」(平成12年川崎市規則第128号)

(e) 「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）」

本ガイドラインは、平成22年4月から改正土壌汚染対策法が施行されたことを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者が当該対策法に基づき汚染土壌の運搬を行うにあたっての参考となる手引きとして、平成22年7月の暫定版公表後、必要に応じて改訂を進めているものである。このガイドラインでは、汚染土壌搬出時の届出、運搬に関する基準等を定めている。運搬に関する基準は、運搬全般、緊急時の対応、自動車等及び運搬容器、自動車等への表示等、汚染土壌の混載等、積替場所、保管施設、積替場所及び保管施設における荷卸し等に伴う飛散の防止、運搬過程における飛散等の防止措置、汚染土壌の荷卸し・引渡し、汚染土壌の運搬期限、管理票の交付又は回付、運搬の委託禁止についての基準が示されている。

運搬全般の基準は表4.3.1-5に示すとおり、周辺環境への影響を低減するよう努める基準となっている。

表 4.3.1-5 汚染土壌の運搬に関する基準

区分	運搬に関する基準
運搬全般	<ul style="list-style-type: none">・ 運搬中は、汚染土壌を耐久性を有する浸透防止シート等で覆うことや、汚染土壌を密閉性を有し、損傷しにくいドラム缶、フレキシブルコンテナ及びコンテナ等の容器に入れて運搬する。・ 自動車等のタイヤ・車体に付着した汚染土壌を要措置区域等から持ち出さないよう、搬出前に洗浄を行う。・ 作業員の長靴等に付着した汚染土壌を要措置区域等外へ持ち出さないよう、搬出前に洗浄等を行う。・ 住宅街、商店街、通学路、狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響を低減するように努める。・ 混雑した時間帯や通学通園時間を避ける。・ 運搬にあたっては、低騒音型の運搬車両や重機等を選択し、騒音を低減する。

(f) 「地域環境管理計画」に定める地域別環境保全水準

地域環境管理計画の地域別環境保全水準は、環境基準設定物質については、「環境基準を超えないこと。かつ、現状を悪化させないこと。」、特定有害物質については、「人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。」、前述以外の物質については、「生活環境の保全に支障のないこと。」と定められている。

(2) 環境保全目標

環境保全目標は、地域環境管理計画の地域別環境保全水準を参考に、「人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないこと。」と設定した。

(3) 予測・評価

工事の実施に伴い発生する土壌汚染の影響について予測及び評価を行った。

① 予測

a. 予測項目

予測項目は、工事の実施に伴い発生する土壌汚染の影響の程度とした。

b. 予測地域

予測地域は、計画地内とした。

c. 予測時期

予測時期は、工事期間とした。

d. 予測方法

計画建築物の工事計画の内容及び土壌汚染の状況に関する調査結果に基づき、計画地及び運搬経路の環境に対する影響を予測した。

e. 予測条件

本事業では計画地が形質変更時要届出区域に指定されていることから、土壌汚染対策法等に基づく適切な手続きを実施のうえ、汚染土壌に配慮し、施工するものとする。

f. 予測結果

本事業では計画地が形質変更時要届出区域に指定されていることから、汚染土壌が確認されている範囲において工事を実施する場合は、汚染土壌を土壌汚染対策法等、関係法令に基づき適切に処理すること、また、汚染土壌の運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）」を遵守するとともに、汚染土壌の処理に際しては、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。これらから、汚染土壌の適切な処理・処分が行われるものと予測する。

② 環境保全のための措置

本事業の工事の実施において、汚染土壌が確認された場合には、その影響を回避・低減するために、以下に示す環境保全のための措置を講じる。

- ・計画地の場外に搬出する土壌は汚染の有無を確認のうえ、汚染があれば、運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）」を遵守する。
- ・場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、シートで覆う等の必要な措置を講じる。
- ・場外処理を行う場合は、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。
- ・汚染土壌の搬出を行う場合はシートで覆う等の運搬に関する基準を遵守する。

③ 評価

本事業では計画地が形質変更時要届出区域に指定されていることから、汚染土壌が確認されている範囲において工事を実施する場合は、汚染土壌を土壌汚染対策法等、関係法令に基づき適切に処理すること、また、汚染土壌の運搬に際しては「汚染土壌の運搬に関するガイドライン（改訂第4.2版）」を遵守するとともに、汚染土壌の処理に際しては、許可を得た汚染土壌処理業者に委託し、適正に処理する。これらから、汚染土壌の適切な処理・処分が行われるものと予測した。

また、場内で仮置き等を行う場合には、特定有害物質等の飛散等を防止するため、シートで覆う等の必要な措置を講じるなどの環境保全のための措置を講じる。

以上のことから、人の健康の保護の観点からみて必要な水準を超えないものと評価する。

(空白ページ)